

# 令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受けている町内の事業者に対し、光熱費の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するに当たり、阿久比町補助金等交付規則(昭和53年阿久比町規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者(以下「事業者」という。)
- (2) 補助金の申請日時点において、阿久比町内(以下「町内」という。)に本店又は主たる事務所を有し事業活動を営む事業者(農林漁業を除く。)
- (3) 補助金交付日以降も町内で事業を継続する意思を有する者
- (4) 町税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 阿久比町暴力団排除条例(平成23年阿久比町条例第20号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体

- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと町長が認める者  
(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、令和5年8月から令和6年7月までの任意の一月に負担した事業用の電気及びガス料金の合算額（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「電気・ガス使用料」という。）の2分の1以内とし、上限5万円とする。ただし、事業用を証することができない場合の補助金の上限額は、1万円とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、交付対象者につき1回とする。

4 阿久比町が交付する補助金の総額は、予算で定める額とする。  
(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が町内事業所の事業で支出した電気・ガス使用料とし、町内に複数の事業所がある場合は、それらの事業所のものを合算できるものとするが、任意の一月は同月とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。

- (1) 販売を目的とするもの及び製品を製造するための原材料とするもの。  
(2) 自宅兼事務所等で自家分として使用するもの。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年8月1日から令和6年11月30日までに令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）  
(2) 補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し  
(3) 個人事業者にあつては本人確認書類の写し及び直近の確定申告書

の写し又は法人にあつては履歴事項全部証明書(発行日から3月以内のもの。)の写し及び直近の確定申告書の写し(開業間もない場合は、確定申告書の代わりに開業届出書又は法人設立届出書の写し。)

(4) 振込先の口座番号等が確認できる書類の写し

(5) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、あいち電子・申請届出システムにより提出することができる。

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつた場合は、速やかにその内容を審査し、その適否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付を決定したときは、令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により交付をしない決定をしたときは、令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

(調査)

第8条 町長は、申請者に対し、必要と認める書類の提出を求め、並びに職員に書類及び実施の調査をさせることができる。

(書類の整備)

第9条 申請者は、申請に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金申請書  
兼請求書

年 月 日

阿久比町長 殿

申請者

(〒 - )

住 所

※個人事業者は住民票上の住所、法人の場合は法人  
登記上の所在地を記載

法人名・屋号

代表者職・氏名

※個人事業者は氏名のみを記載

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金の交付を受けたいので、令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、申請にあたっては、別紙誓約書兼同意書の内容について誓約・同意します。

1 申請者情報

業種分類 ※主業種が該当するもの	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 運輸業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
資本金の額 ※法人のみ記載	円	常時使用する従業員数	人
町内事業所の所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ 阿久比町		
申請事務担当者	<input type="checkbox"/> 申請者氏名と同じ		
電話番号			
メールアドレス			

2 電気・ガスの使用料

令和 年 月分の町内事業所における電気・ガス使用料			
種別	使用料(税抜き)(a)	事業用割合(b)※	補助対象経費(c) (a)×(b)=(c)
電気	円	%	円
ガス	円	%	円
合計額 ㉠			円

※青色申告決算書や収支内訳書で採用した事業専用割合等をパーセント表記で記入してください。

### 3 申請額（請求額）

合計額④×1／2（上限50,000円、1,000円未満切り捨て）

円

### 4 振込先口座

金融機関名・支店名	銀行 信用金庫 農業協同組合							本店 支店
種別	普通	・	当座	口座番号				
(フリガナ)								
口座名義								

- ※「振込先口座」は申請者と同一名義の口座としてください。
- ※口座番号が7桁に満たない場合は、頭に「0」をつけて7桁にしてください。
- ※ゆうちょ銀行を記載する場合は、振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の7桁の番号）を記入してください。
- ※この申請書は、町が交付決定した後は、補助金の請求書として取り扱います。

### 5 添付書類の確認

確認のうえ、以下の□をチェック。添付書類の詳細については、要領参照。

<input type="checkbox"/> 誓約書兼同意書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 補助対象経費の内容及び支払いを証する書類の写し（A4用紙） <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（法人の場合） ※発行日から3月以内のもの <input type="checkbox"/> 本人確認書類の写し（個人事業者の場合） <input type="checkbox"/> 直近の受付済確定申告書類の写し <input type="checkbox"/> 振込先の口座番号等が確認できる書類の写し（A4用紙） <input type="checkbox"/> 開業届出書又は法人設立届出書の写し（開業間もない場合） <input type="checkbox"/> その他必要とする書類（町から指示がある場合）
--

様式第2号（第5条関係）

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金申請に関する誓約書兼同意書

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金の申請に当たり、以下のことを誓約・同意します。

- 1 補助金の申請日時点において、町内で事業を営んでおり、補助金交付日以降も町内で事業を継続いたします。
- 2 補助金の申請は、交付対象者につき1回限りであることに同意します。
- 3 補助金の申請に当たって提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。
- 4 申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 5 阿久比町暴力団排除条例（平成23年阿久比町条例第20号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有している者ではありません。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又はこれに係る接客業務受託営業を行う者ではありません。
- 7 政治団体又は宗教上の組織・団体ではありません。
- 8 町長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、愛知県警察へ照会することに同意します。
- 9 町長が必要と認めた場合には、納税者情報及び納付状況を確認し、申請内容に虚偽が無いかを照会及び確認することに同意します。
- 10 申請書の内容に虚偽若しくは不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の申請を取り下げます。また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還します。

年 月 日

住 所（所在地）

氏 名

（申請者本人の記名）

（法人にあつては名称及び代表者職・氏名の記名）

様式第3号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

様

阿久比町長 印

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金交付決定通知書

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金につきまして、審査の結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金                      円



様式第4号（第6条関係）

番 号  
年 月 日

様

阿久比町長 印

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金不交付  
決定通知書

令和6年度阿久比町事業者電気・ガス料金高騰対策支援事業補助金につきまして、  
審査の結果、下記により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付の理由